

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

平成 30 年 6 月 20 日付け寒川町地域公共交通会議において、次の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

寒川町コミュニティバス「もくせい号」倉見大村ルート of 事業計画を次のとおり変更する。

1. 協議が調っている路線又は営業区域

(変更に係る路線)

- 倉見大村ルート 寒川駅～倉見駅前～宮山駅前～寒川駅  
(別紙 1 のとおり)

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

(変更)

- 倉見大村ルート 寒川駅～倉見駅前～宮山駅前～寒川駅  
(別紙 2 のとおり)

3. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

- 150円均一料金。

ただし、障がい者(障がい者手帳の提示)・小学生は100円。

未就学児は無料。

寒川駅を乗り継いで乗車する場合は乗り継ぎ券を発行する。(変更なし)

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 適用する期間

- 毎年1月4日から1月第4日曜日まで

平成 30 年 6 月 20 日  
寒川町地域公共交通会議  
会長 岡村敏之